

あおぞら学童保育所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人つめくさ会（以下「事業者」という。）が設置するあおぞら学童保育所（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関することを定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身共に健やかに育成されることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域結びつきを重視し、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

3 事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取り扱いをしてはならない。

4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。

5 前4項のほか、児童福祉法及び佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年9月30日佐野市条例第33号）その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 あおぞら学童保育所

（2）所在地 栃木県佐野市高萩町 1319-1

（職員の種類、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の種類、員数（通常の開所平日配置数）及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）放課後児童支援員 1名

放課後児童支援員は、利用者への育成支援提供、利用者の保護者との連絡調整及び設備及び備品の安全管理を行う。

（2）補助員 1名

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

（3）障がい児の受入にあたっては、専門の知識や経験を有した専任の職員を配置する。

（4）放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

1) 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

3) 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

4) 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につ

けさせること。

- 5) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- 6) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- 7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。
- 8) 障がい児の受け入れにあたっては環境整備に努め、連携機関と協力しながら個々人の特性に配慮した支援を行う。また、そのための計画を立て、記録を保存する。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

- 1) 月曜日から金曜日までとする。
- 2) 土曜日の開所日は、毎年度に前もって発行する「年間開所カレンダー」の通りとする。
- 3) 開所日数は1年につき250日以上とする。

(2) 事業所の開所時間

- 1) 小学校の授業がある日 14時00分 ～ 18時30分まで
- 2) 土曜日 8時00分 ～ 17時00分まで
- 3) 小学校の事業の休業日 8時00分 ～ 18時30分まで

(3) 年間の開所日

- 1) 日曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3) 8月13日から8月16日までの日
- 4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

(4) 臨時の措置

事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に説明し、周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供。

第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者への支援の提供を行う。

(2) その他支援に関わる行事等の他、下記の支援を行う。

- 1) 安全指導
- 2) 健康管理・衛生管理
- 3) 遊びの指導
- 4) 学び（学習）の機会の確保
- 5) 生活指導（基本的生活習慣の習得の指導等）
- 6) 保護者に対する子育て支援
- 7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

2 前項に定めるもののほか、界小学校・植野小学校・犬伏小学校から事業所への利用者の送迎

を行うものとする。

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

(1) 保育料 月額12,000円

市から「民間学童クラブ利用者負担軽減交付金」月額2,000円の交付を受けるため、保育料の負担額は月額10,000円とする。

本学童に3年以上継続して在籍した児童(4～6年生)は、上記の保育料から1,500円を減額する。

(2) 一般教材費、おやつ代、傷害保険料等は保育料に含む。

(3) その他教材費、特別プログラム参加費用等については実費相当額を負担することとする。

(4) 小学校の授業の休業日は長時間保育となるため、以下の料金が加算される。

・午前保育料として、500円(利用日数分)加算する。

・昼食代として、300円(利用日数分)加算する。

(5) 送迎費として月額1,500円を徴収する。

(6) やむなく5条(2)の開設時間を超えた場合は、以下の延長保育料を加算して徴収する。

1) 小学校の授業がある日

・18:30～18:59まで 400円/回

(以降30分毎に200円加算)

2) 土曜日

・17:00～17:29まで 400円/回

(以降30分毎に200円加算)

3) 小学校の事業の休業日

・18:30～18:59まで 400円/回

(以降30分毎に200円加算)

(7) 前項の費用の額に係わる支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者・保護者の同意を得なければならない。

2 事業者は、第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係わる請求書又は領収書(内容・金額が分かるもの)を、当該費用を支払った保護者に対して交付するものとする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、原則として44名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐野市立界小学校・植野小学校・犬伏小学校区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 利用者が欠席する場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。

(2) 利用者又はその家族の感染症の発生により、その他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

(3) 保育料の滞納が2ヵ月を超え、督促に応じない場合は退所を命ずることがある。

(4) 学童・児童館施設等の設備、備品を毀損した場合は賠償請求する場合がある。

(緊急時における対応方法)

第11条 現に支援の提供を行っている際に、利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防止する対策を講じる。

3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消化器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた普段の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は定期的に行わなければならない

(苦情解決)

第13条 事業者は、その行った支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した支援に関し、法第34条の8の3第1項の規定により市町村長が求める報告、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び児童及びその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、予め文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内

(2) 継続研修 年数回(全国連協や県連協の主催する学習会、県・市等の研修会に参加する)

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3 職員の労働環境の改善や処遇向上に努めるために、補助金活用や佐野市の処遇改善要領に基づく事業に応募して有効活用を図りながら推進する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の職員の代表者(場合によっては保護者会代表者)との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。